

広域通信制課程に対する所轄庁の関与について

【広域通信制の課程】《学校教育法第54条第3項・学校教育法施行令第24条》

- 高等学校の通信制の課程のうち、
当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、
 - ① 全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするもの
又は、
 - ② 他の2以上の都道府県の区域に住所を有する者を併せて生徒とするもの
- 〔設置校数 81校〔公立1校・学法立60校・私立20校〕（平成24年度）〕

1. 広域通信制への関与に関する現行制度

(1) 所轄庁による認可

- 高等学校の広域通信制課程に係る認可事項

- { [公私立共通] 学校・課程の設置廃止、設置者の変更、学科の設置廃止、学則の変更
※ 学則には、通信教育を行う区域・協力校に関する事項を記載
 - { [市町村立のみ] 分校の設置廃止
- （ → 所轄庁から、さらに文部科学大臣へ事前届出（一部事項を除く。）
* 昭和57年以前は、文部大臣が事前承認 ）

(2) 所轄庁への届出事項

- 高等学校の広域通信制課程に係る届出事項

- { [公私立共通] 名称・位置の変更
 - { [私立のみ] 目的の変更、分校の設置廃止、経費の見積り・維持方針の変更、
校地校舎等の変更
- （ → 名称・位置の変更については、所轄庁から、さらに文部科学大臣へ事前報告 ）

(3) その他

- 調査・指導監督
 - ・ 上記のほか、設置された学校において、法令に基づく適切な学校運営が行われるよう、所轄庁が調査や指導監督を実施。

2. 広域通信制への指導監督等に関する所轄庁の課題意識

○ 通信制高校の設置認可担当部署として苦慮していることについて尋ねた調査において、複数の自治体から挙げられた主な指摘としては、以下の指摘がある。〈別添1〉

① 自らが設置認可を行った広域通信制高校の他の都道府県域における活動の把握の困難さ等に関する指摘

- (例)・ 県に権限があるが、全国の面接指導施設の実地調査を行うことは難しい
- ・ 県外の協力校、サポート校等における学習指導等の実態が把握しにくい

② 他の都道府県の認可した広域通信制高校の面接指導施設やサポート校の展開等をめぐる問題に関する指摘

- (例)・ 他都道府県の広域通信制高校が県内に設置している教育施設に対する権限がなく、実態把握・指導が困難

③ 国の規制のあり方等に関する指摘

- (例)・ 認可に当たっての文部科学省の基準が曖昧で苦慮

〔特に「特別の事情があり、教育上・安全上支障がない場合には、他の学校等の施設・設備を使用」できるとした、高校通信教育規程第11条の運用については、都道府県によって判断基準がバラバラ。〕

参考 広域通信制課程の教育活動の実態 〈別添2〉

- 広域の生徒募集を行う広域通信制高校では、生徒のスクーリング等の負担を軽減するため、
 - ・ 本校から遠く隔たった場所に学習施設を置いて、面接指導、試験や添削課題サポートを行ったり、
 - ・ 当該校の通信教育に協力する他の高等学校（協力校）や、連携する技能教育施設など、他の学校等の教育施設を使用して面接指導や試験等を行ったりしている。

○ 他方、通信制課程に在籍する生徒を対象に、これら生徒が添削課題へ取り組む際のサポート等を行う教育施設として、いわゆる「サポート校」が展開されている。

※ サポート校は、通信制高校が、自校の施設として置く学習センター等や、制度上の協力・連携機関である協力校や技能教育施設とは別に、生徒個人の学習をサポートする外部の教育機関として開設されるものだが、その中には、特定の高校と提携し、当該高校のスクーリング施設を標榜して活動しているもの等も見られる。

参考 広域通信制課程にかかわる不適切な活動の事例 〈別添3〉

○ 文部科学省の調査では、広域通信制課程の教育活動について、以下のような不適切な事例があったことを確認している。

- ・ 民間教育施設（サポート校等）による教育活動と渾然一体となった管理・運営が行われ、当該通信制高校の教員でない者が添削指導や試験等を実施している。
- ・ 添削指導を、マークシート形式や択一式の問題等のみで構成される課題により行っている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を採り入れることにより、面接指導等の時間数を一部免除しているが、当該メディアを利用した学習の視聴確認や成果の評価を行っていない。
- ・ 試験の方法・内容が不適切である（自宅で行う、全科目で自由な成果物の提出により試験の代わりとする、試験問題が毎年同じなど）。

広域通信制への指導監督等に関する所轄庁の認識

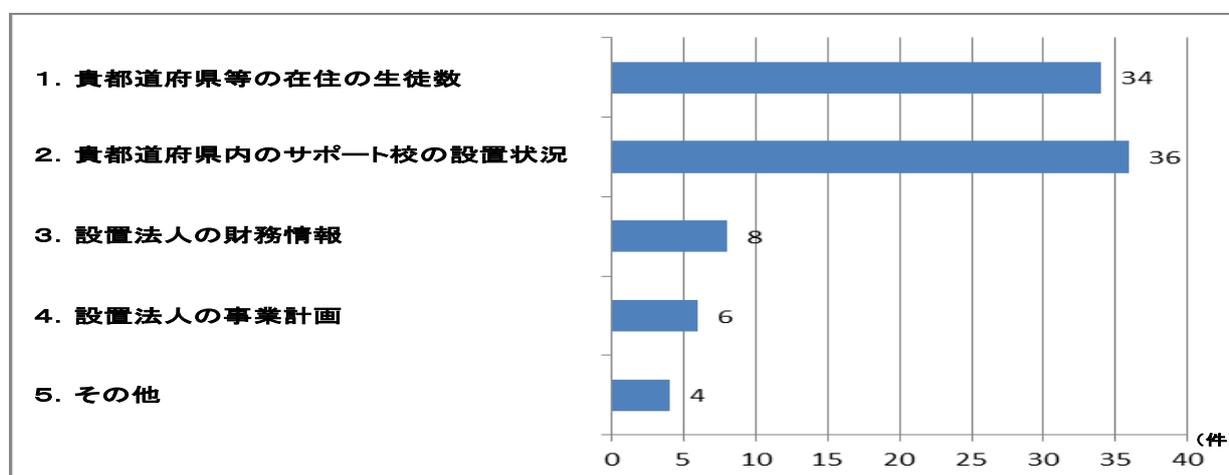
[通信制高校の設置認可権者(都道府県・特区認定市町村)へのアンケート調査結果より]

問 通信制高校について設置認可を担当する部署として苦慮していることについて【自由記載】
[回答40件]

《主な指摘事項》

- ① 自らが設置認可を行った広域通信制高校に関わるもの [12/40件]
 - ・ 県に権限があるが、全国の面接指導施設の実地調査を行うことは難しい。
 - ・ 県外の協力校、サポート校等における学習指導等の実態が把握しにくい。 など
- ② 他の都道府県の認可した広域通信制高校に関わるもの [8/40件]
 - ・ 他都道府県の広域通信制高校が県内に設置している教育施設に対する権限がなく、実態把握・指導が困難。
 - ・ 他都道府県の広域通信制高校が県内に設置している面接指導施設等についての情報がないため、問い合わせの連絡があっても適切に対応ができない。 など
- ③ 国の規制のあり方や所管官庁の違いに関わるもの [6/40件]
 - ・ 認可に当たって文科省の基準・規程が曖昧で苦慮。
 - ・ 国が定める「高等学校通信教育規程」において、特に第11条「他の学校等の施設及び設備の使用」は、抽象的な表現であり、数値基準が明記されていないため、独自の基準を設けているところがあるなど、各都道府県によって判断基準がバラバラになっている。 など
- ④ 担当者の専門性等に関わるもの [2/40件]
 - ・ 総務課が担当しているため、教育のノウハウが無く、認可の審査に苦慮。設置後は、学校評価を行うにあたり、会社の経営状態等の専門知識も必要であり専門部署がいるものとする。 など
- ⑤ 設置認可申請に関わるもの [2/40件]
 - ・ 通信制高校の設置認可について、営利的な観点から安易に考えているとしか思えない相談事例がほとんどであり、教育環境等について十分に認識してあられず苦慮している。 など

問 他の都道府県等が認可した通信制高校に関し把握したい情報について【複数回答可】
[回答45自治体]



出 典：「通信制高等学校の第三者評価制度構築に関する調査研究最終報告書」

(平成23年3月 山梨大学 大学教育研究開発センター 通信制高等学校の第三者評価手法等に関する研究会)

通信制高等学校の指導体制の現状

<別添2>

県外(広域通信制)

添削

面接

試験

● 高校通信教育の実施校の教員

○ 実施校以外の学校・教育施設の教員、指導員等

生徒自宅

インターネット学習

添削課題実施

生徒自宅

添削課題実施



当該通信制高校(実施校)の施設

- 本校**
- 通信教育を実施する高等学校(実施校)の本拠となる施設
 - (当該校の)教員を配置し、添削指導・添削課題サポートや面接指導・試験を実施
- 面接指導等のための施設(学習センター等)【法令規定なし】**
- 本校へのスクーリングが困難な生徒のために置かれたサテライト施設
 - 実施校の教諭が添削課題サポート・面接指導・試験を実施

当該通信制高校(実施校)に協力・連携する施設

- 協力校【高等学校通信教育規程第3条】**
- 実施校の行う面接指導・試験に協力する他の高等学校
 - その校舎等を使用して実施校の教員が面接指導・試験を実施、協力校の教諭がこれに協力など
- 技能教育施設【学校教育法第55条】**
- 都道府県教委の指定を受け、その実施する技能教育の学修成果を、連携する高校の一部の教科の履修とみなし得るものとされた教育施設
 - 技能教育施設の指導者が技能教育を実施
 - その施設の一部を使用して、実施校の教諭が面接指導等を行うことも可

サポート校【法令上の根拠なし】

- 通信制高校に在籍する生徒が添削課題に取り組む際のサポート等を行う施設
- 週2~5日のスクーリング等により、全日制高校に似た環境を提供できる点を、アピールポイントとするものもあり
- サポート校が特定の通信制高校と提携し、両者が渾然一体となった管理運営が行われる等の不適切な事例もあり。

広域通信制課程に関わる不適切な活動の事例（最近の指導事項）

1. 学校の管理・運営について

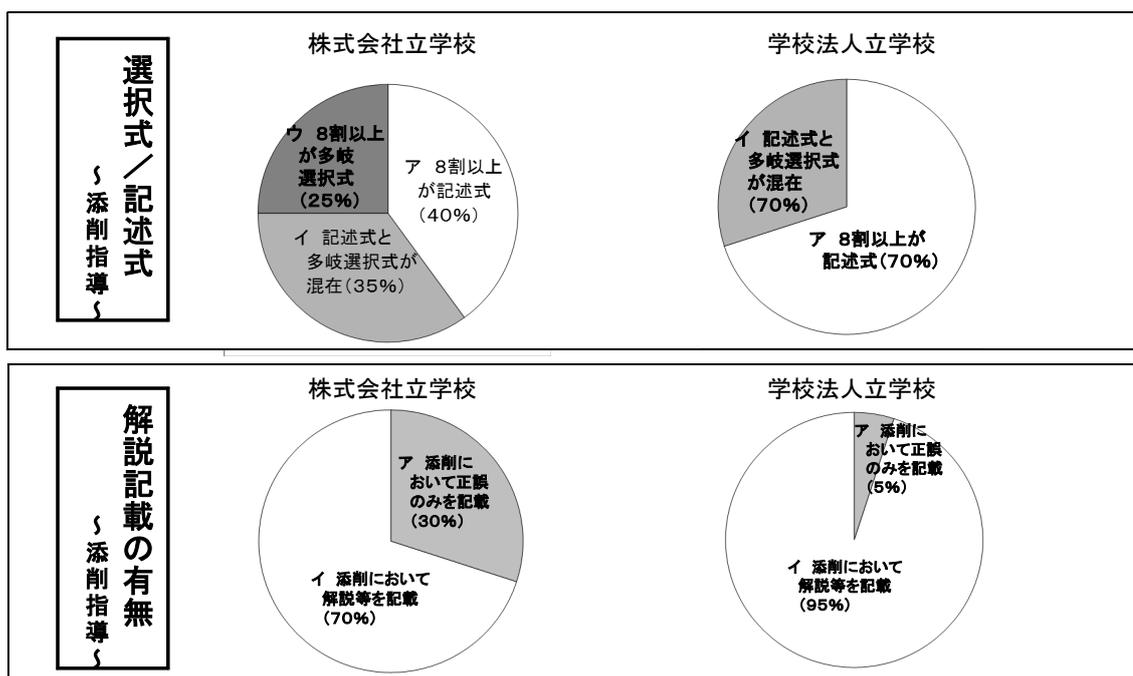
○ 民間教育施設による教育活動と渾然一体となった運用

- ・ 提携する民間教育施設が当該学校の看板を掲げている。
- ・ 学校が備えるべき表簿が提携する民間教育施設において保管されている。
- ・ 民間教育施設において、当該学校の教員でない者や校長の監督権が及ばない者が添削指導や試験の実施等の学校教育活動を行っている。

2. 教育活動について

① 添削指導

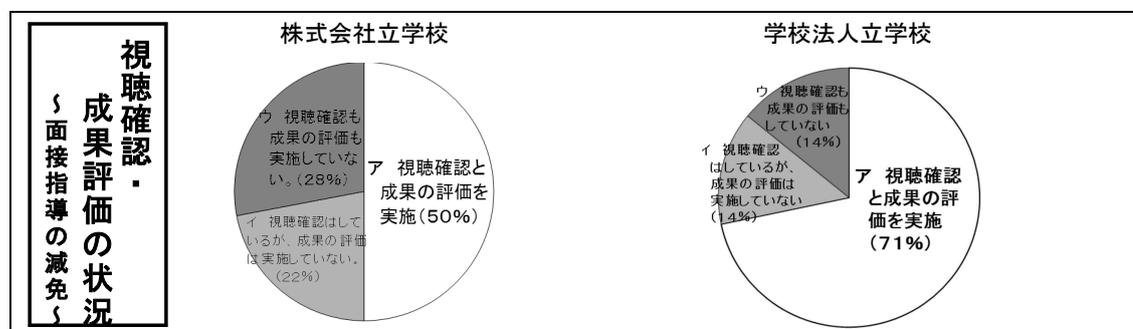
- ・ 添削指導を、マークシート形式など機械的に採点ができるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題により行っている。



[文部科学省「学校設置会社による学校設置事業調査結果(平成23年度)」]

② 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導等時間数の免除

- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることにより、面接指導の時間数又は特別活動の時間数を免除している学校が、当該メディアを利用した学習の視聴確認や成果の評価を行っていない。



[文部科学省「学校設置会社による学校設置事業調査結果(平成23年度)」]

③ 試験

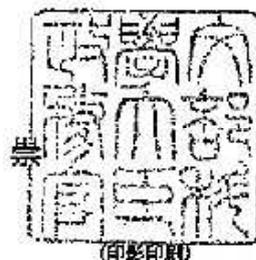
- ・ 試験を自宅試験の方法で行っている。
- ・ 全ての科目において自由な成果物の提出により試験の代わりとしている。
- ・ 試験問題が毎年同じ。



24文科初第580号
平成24年9月21日

関係各都道府県教育委員会教育長
関係各都道府県知事
通信制高等学校を設置する学校設置会社を所轄する 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の長

文部科学大臣政務官
城井



構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による
学校設置事業等について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による通信制高等学校に係る学校設置事業について、特区法第47条の規定により設置される評価・調査委員会が行う規制の特例措置に関する評価に係る調査において、学校による不適切な学校教育活動の事例等が見られました。

このたび、通信制高等学校を設置する学校設置会社による学校設置事業に係る留意事項を下記のとおりまとめましたので、各認定地方公共団体においては、十分御了知の上、特区法に基づく適切な対応を行っていただくとともに、所轄する学校において不適切な学校教育活動が行われている場合には、指導等により学校設置会社に対して改善を促すなど、学校設置会社による学校設置事業の適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

また、広域通信制課程を置く高等学校を設置又は所轄する関係都道府県教育委員会及び関係都道府県知事においても、今後とも、高等学校通信教育の適切な実施に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 学校の管理・運営に関し法令違反と考えられる事項

学校は、学校教育法やその他の関係法令の規定に基づいて、一定の基準を満たした人的、物的要素により構成され、教育課程等の基準に従って教育を行うものであり、学校以外の教育機関が行う教育活動は学校教育とは認められない。また、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、学校の校務は校長がつかさどるとされている。

今般、提携する民間教育施設が当該学校の看板を掲げたり、学校が備えるべき表簿が提携する民間教育施設において保管されていたり、民間教育施設において、当該学校の教員でない者や校長の監督権が及ばない者が添削指導や試験の実施等の学校教育活動を行ったりしているなどの事例が見られたが、学校設置事業と民間教育施設による教育事業が渾然一体となった運営がなされることは不適切であること（学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条、第37条第4項及び第62条並びに同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条）。

2. 教育活動に関し改善が必要な事項

(1) 添削指導について

添削指導は通信制の課程における教育の基幹的な部分であり、いわば全日制の課程又は定時制の課程における授業に相当するものであるため、これにより生徒の学習状況や理解度等を把握し、生徒の思考方向とつまづきを的確にとらえ指導していくことが必要であること。このような観点から、例えばマークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は添削指導としては不適切であること（高等学校学習指導要領解説総則編第3章第7節）。

また、添削においても、正誤のみの記載ではなく必要な解説等を付すことが望ましいこと。

(2) 面接指導におけるメディア利用について

通信制の課程においては、学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われる多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数を一部免除することができることとされている。（高等学校学習指導要領第1章第7款）

面接指導の時間数又は特別活動の時間数を免除するにあたっては、多様なメディアを利用して行う学習の成果が満足できるものである必要があり、その判断を行うために視聴確認や成果の評価を適切に行う必要があること。

(3) 試験について

試験は、通信制の課程で行う教育の一部であり、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位の修得を認定するために個々の生徒の学力定着度を測るための手段である。試験を自宅試験の方法で行ったり、全ての科目において自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じであった

りするなど、適切とは言い難い方法で試験を行う学校も見られたところであるが、試験の実施にあたっては、教諭等の監督の下、学校等において行うことが適切であること。

(4) 施設及び設備について

通信制の課程における施設及び設備については、高等学校通信教育規程に定められているが、同規程は、所轄庁が、地域の実情等に応じた特色ある高等学校の設置をより一層進める観点から、通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準として示したものであり、各設置者は、同規程より低下した状態にならないようにするとともに、水準の向上を図ることに努めなければならないこととされている。(高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第1条第2項及び第3項)

このため、校舎面積が基準よりも極端に狭くならないように努めるとともに、校舎に備えるべき施設(教室(普通教室、特別教育等)、図書室、保健室、職員室)が持つ本来の機能が十分発揮されるような環境づくりに努めること。(同規程第8条及び第9条)

3. 構造改革特別区域計画(以下「特区計画」という。)に記載された区域の区域外における面接指導等について

構造改革特別区域推進本部において決定した「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見に関する今後の政府の対応方針」(平成24年8月21日)を踏まえ、内閣府は、今後、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日)を踏まえ、面接指導等(面接指導、添削指導、試験)が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導することとされており、十分留意すること。

4. その他

(1) 認定地方公共団体における教育事務に係る体制の強化

認定地方公共団体において、当該学校種の教育行政を経験している者を採用するなど、教育事務に係る助言指導体制の強化に努めること。

(2) 学校評価について

学校は教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること及び自ら行った評価の結果を踏まえた当該学校の児童の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。(学校教育法第42条及び第62条並びに同法施行規則第66条、第67条及び第104条第1項)

＜広域通信制（文部科学大臣への届出）＞

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第54条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③ 市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第4条第1項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

○ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（法第54条第3項の政令で定める通信制の課程）

第24条 法第54条第3項の政令で定める高等学校の通信制の課程（法第4条第1項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）は、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものとする。

（法第54条第3項の政令で定める事項）

第24条の2 法第54条第3項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 学校の設置及び廃止
- 二 通信制の課程の設置及び廃止
- 三 設置者の変更
- 四 学則の記載事項のうち文部科学省令で定めるものに係る変更

○ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第16条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第24条の2第4号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第4条第1項第1号（修業年限に関する事項に限る。）及び第5号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項とする。

2 （略）

＜所轄庁の認可・届出＞

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

一 （略）

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～④ （略）

○ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（法第4条第1項の政令で定める事項）

第23条 法第4条1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一 （略）

二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第10号及び第24条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止

三～八 （略）

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十 高等学校の広域の通信制の課程（法第54条第3項（法第70条第1項において準用する場合を含む。第24条及び第24条の2において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 （略）

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第26条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第2号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一 名称を変更しようとするとき。

二 位置を変更しようとするとき。

三 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第27条の2において同じ。）の広域の通信制の課程に係るものを除く。）を変更したとき。

2 （略）

3 都道府県の教育委員会は、市町村の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第1項第1号の届出又は同項第2号の届出（当該課程に係るものに限る。）を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会が当該都道府県の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

（私立学校の目的の変更等についての届出等）

第27条の2 私立の学校の設置者は、その設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則（高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき。

二 （略）

三 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

四 （略）

五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。

六 校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

2 都道府県知事は、広域の通信制の課程を置く私立の高等学校について前項第1号の届出で名称の変更又は位置の変更（当該課程に係るものに限る。）に係るものを受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

○ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第4条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 二～四 （略）
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六～九 （略）

2 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
- 二 通信教育について協力する高等学校に関する事項

第11条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第七条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

【参考】

第7条 分校（私立学校の分校を含む。第15条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校及び中学校については、第4号及び第5号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 一 事由
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則の変更事項
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

<面接指導等の体制（技能教育施設/協力校/他の学校等の施設設備の使用）>

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第55条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② （略）

○ 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

（協力校）

第3条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、当該実施校の行なう通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「協力校」という。）を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。

2 協力校は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行なう面接指導及び試験等に協力するものとする。

○ 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第11条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。